

第 2 1 号議案

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市下水道条例の一部を改正する条例

東大和市下水道条例（昭和 5 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（使用料に関する特例）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 3 1 年 1 0 月分及び同年 1 1 月分として算定する使用料に関する第 1 9 条の規定の適用については、同条第 1 号中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）第 3 条の規定による改正前の消費税法」と、同条第 2 号中「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）第 2 条の規定による改正前の地方税法」とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。